

国名	市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト
中華人民共和国	

I 案件概要

事業の背景	中国では、法に基づき国を統治する（依法治国）基本方針のもと、全国人民代表大会（全人代）常務委員会の立法業務担当機関である法制工作委员会（法工委）において立法作業が進められていた。一方、中国の経済・社会の急激な発展に伴い、既存の法令によっては解決できない新たな課題が急増し、社会・経済の実情や最新の国際基準を反映した法改正が急務となっていた。また、経済発展方式の転換に対応した環境整備のため、会社法や著作権法などの経済関連法の改正も求められていた。さらに、国民生活の向上のための社会保障関連の法律、環境・資源保護に向けた環境保護法や大気汚染予防管理法の改正も喫緊の課題とされていた。加えて、法工委は、法律起草や立法後の事後評価など、立法の質を高めるための制度や、法制度の効果的な運営を確保するための制度改善にも取り組んでいた。		
事業の目的	本事業は、中国において、日本の法制度と運用に関する研究成果の取りまとめ、ならびに日本の立法過程および立法後評価（政策評価）の経験に関する研究成果の取りまとめにより、日本の立法経験を参考にした、質の高い、実施可能な経済・社会分野の法律制定・改正作業の促進を図り、もって中国の経済体制改革の深化、民生の保障・改善、資源節約型・環境保全型社会の実現を支える法制度の構築に寄与することを目指す。 1. 上位目標：中国の経済体制改革の深化、民生の保障・改善、資源節約型・環境保全型社会の実現を支える法制度が構築される。 2. プロジェクト目標：日本の立法経験を参考にした、質の高い、有効に実施可能な中国の経済・社会分野の法律制定・改正作業が促進される。		
実施内容	1. 事業サイト：北京 2. 主な活動： 1) 本事業で対象とした法令に関する中国における当該法分野の立法に役立てるための、日本の関連法制度と運用に関する研究成果の取りまとめ。 2) 中国における立法過程および法の執行の質の向上に役立てるための、日本の立法過程および立法後評価（政策評価）の経験に関する研究成果の取りまとめ。 3. 投入実績 日本側 (1) 専門家派遣：38 人 (2) 研修員受入：391 人 中国側 (1) カウンターパート配置：30 人 (2) 施設・機材：プロジェクト執務室 (3) 現地業務費：プロジェクト執務室の共益費（電気、水道、電話）		
事業期間	事前評価時：2014年6月16日～2017年6月15日（36ヶ月） 実績：2014 年 6 月 25 日～2021 年 3 月 31 日（81 ヶ月）	事業金額 （日本側のみ）	事前評価時：220 百万円 実績：386 百万円
相手国実施機関	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会弁公室（法工委弁公室）		
日本側協力機関	法務省、特許庁等の省庁、最高裁判所、日本弁護士連合会、大学機関等		

II 評価結果

1 妥当性/整合性
<妥当性> 【事前評価時の中国政府の開発政策との整合性】 本事業は事前評価時点における中国の開発政策と整合性が高い。2013 年 3 月、第 12 次全人代常務委員会において発足した新体制のもと、「5 ヶ年立法計画」が採択された。同計画では、市場経済の健全な発展、民生の保障、環境と生態系の保護、環境保全型社会の構築のための法整備が重点分野として挙げられていた。 【事前評価時の中国における開発ニーズとの整合性】 本事業は事前評価時点における中国の開発ニーズと整合性が高い。中国の経済・社会の急激な発展に伴う新たな課題の急増、最新の社会・経済状況や国際基準、中国経済の発展方式の転換など、既存の法令では対応できない課題を受け、関連法の改正が求められていた。また、国民生活の改善や環境・資源保護に向けた法改正も喫緊の課題とされていた。加えて、法律起草体制や政策評価など、立法の質を高め法制度を効果的に運営するための制度改善も必要とされていた。 【事業計画/アプローチの適切性】 本事業の計画/アプローチは適切である。本事業は、社会的弱者を含む、広く中国国民の権利を平等に保護することを目的とした法律改正をめざすものであり、社会課題の解決手段としての事業計画/アプローチは適切である。また、日本側および中国側ともに、法曹界のみならず、研究機関や民間組織等、幅広い支援体制による課題解決を計画しており、課題解決の手段としても事業計画/アプローチは適切である。事業計画/アプローチに起因する課題は確認されなかった。 【評価判断】 以上より、本事業の妥当性は③ ¹ と判断される。
<整合性>

¹ ④：「非常に高い」、③：「高い」、②：「やや低い」、①：「低い」

【事前評価時における日本の援助方針との整合性】

本事業は事前評価時の日本の対中国援助方針と整合している。「対中国経済協力計画」（2001年10月）は、経済協力重点分野のひとつとして改革・開放支援を掲げ、その具体策として法の支配の強化を含むガバナンス強化支援を挙げていた。また、本事業は環境・資源保護に向けた環境保護法の改正を計画しており、これは同経済協力計画の重点分野のひとつである、環境問題など地球的規模の問題に対処するための協力と整合している。

【JICA他事業・支援との連携/調整】

事前評価時および事業実施中において、本事業とJICAの他の事業との連携/調整は明確に計画されていなかった。

【他機関との連携/国際的枠組みとの協調】

事前評価時および事業実施中において、本事業と他機関との連携/協調は明確に計画されていなかった。

【評価判断】

以上より、本事業の整合性は②と判断される。

【妥当性・整合性の評価判断】

以上、本事業の妥当性および整合性は③と判断される。

2 有効性・インパクト

【プロジェクト目標の事業完了時における達成状況】

事業完了時までにプロジェクト目標は計画どおりに達成された。対象法令の法案作成に際して日本の立法経験が参照され、地方立法権限の拡大や租税法律主義といった法の精神ならびに具体的な法律の改正方法などが法案に反映された（指標1）。本事業を通じ、法改正におけるパブリックコメント等の体制整備が図られ、立法過程への中国社会・経済の実情やニーズが反映される機会が拡大した（指標2）。本邦研修を通じて得られた日本の法務執行・運用機関の実務体制に関する情報は、中国国内でのセミナーにおいて多くの関係機関と共有され、草案起草の際に参照された（指標3）。日本の法令・制度以外に、ドイツ民法、フランス民法、児童権利条約などの法令および欧米その他の諸制度が広く参照された（指標4）。

【事業効果の事後評価時における継続状況】

事後評価時点で本事業の効果は継続している。本事業完了後に制定・改正された家庭教育促進法（2021年）、行政不服審査法（2023年）その他の制定・改正にあたっては日本その他の国の法令や法制度が広く参照され、パブリックコメント制度を通じて社会・経済の実情やニーズを反映した法案作成がなされた。また、「専利法²」（2020年）の改正にあたっては国際基準が参照され、「工業品意匠の国際登録に関するハーグ協定」への加盟に対応するために意匠権の保護期間が延長されるなど、国際的動向を視野に入れた法の制定・改正が行われている。

【上位目標の事後評価時における達成状況】

事後評価時点までに上位目標は計画どおりに達成された。「慈善法³」（2016年、2023年改正）による社会発展の成果の共有、専利法（2020年）による科学技術強国の建設など、新規に制定・改正された法令およびその運用は、中国5か年計画、第18期党中央四中全会決定等に基づく中国の経済体制改革、民生保障、資源節約・環境保全等の政策に合致している。

【事後評価時に確認されたその他のインパクト】

定量的データは入手できなかったが、日本およびその他の国の知見や中国社会のニーズを反映した法律制定・改正は、「ドメスティックバイオレンス（DV）防止法」（2016年）や婦女權益保障法（2022年改正）によるジェンダーへのインパクトを含め、中国国民の福祉の向上に多大なインパクトをもたらしている。また、本事業を通じ、日中双方の様々な関係機関の間に広く良好なコミュニケーションルートが確立された。本事業を最後として日本の対中国政府開発援助（ODA）が終了したが、ODAを活用しない形での交流が模索され、その結果、中国側の日本訪問や、法律制定・改正に際してのオンライン意見交換など、本事業完了後も有益な交流が継続している。

【評価判断】

以上より、本事業の有効性・インパクトは③と判断される。

プロジェクト目標および上位目標の達成度

目標	指標	実績	情報源
プロジェクト目標：日本の立法経験を参考にした、質の高い、研究成果で取りまとめられた知見が有効に実施可能な中国の経済・社会分野の法律制定・改正作業が促進される。	指標1：対象法令の法案作成に際して、研究成果で取りまとめられた知見が参照される。	達成状況（継続状況）：計画どおり達成（継続） ＜事業完了時＞ 立法法に関しては、地方立法権限の拡大、租税法律主義（税收法定主義）、法律の改正方法等が、証券法に関しては、投資者の適合性管理に関する規定等が、日本の関連法規を参照して改正された。また、サイバーセキュリティ法、民法総則、民法典編纂に関しても、多くの条文において日本の立法経験が参照された。 ＜事後評価時＞ 本事業完了後、家庭教育促進法（2021年）およびバリアフリー環境整備法（2023年）の制定にあたって、日本の公益法人による社会サービスの提供に関する知見が参照された。また、行政処罰法（2021年）および行政不服審査法（2023年）の改正にあたって、日本その他の国の行政手続きの立法状況、関連法制度およびその実施状況等に関する比較研究が行われた。	終了時評価報告書、法工委弁公室
	指標2：対象法令の法案作成に際して、中国の社会・経済の実情やニーズが	達成状況（継続状況）：計画どおり達成（継続） ＜事業完了時＞ 立法法の改正により社会のニーズや意見を反映するパブリッ	終了時評価報告書、法工委弁公室

² 発明特許、実用新案、意匠の創作の奨励、専利権者の法的権利の保護等に関して定める法律。

³ 慈善事業の発展、慈善活動に関する諸規則、慈善活動関係者の法的権利の保護等に関して定める法律。

	参照される。	クコメント等の体制が充実した。立法法改正後、対象法令を含む全人大および常務委員会による法案策定については、原則として2回のパブリックコメントが実施されるようになり、立法過程への中国社会・経済の実情やニーズが反映される機会が拡大した。 ＜事後評価時＞ 「家庭教育促進法」（2021 年）、「バリアフリー環境整備法」（2023 年）、「行政処罰法」（2021 年改正）、「行政不服審査法」（2023 年改正）等、本事業完了後に行われた法律制定・改正にあたっては、上記のパブリックコメント制度を通じ、中国社会・経済の実情やニーズが反映された。	
	指標 3： 対象法令の法案作成に際して、日本の執行・運用機関の実務体制に関する情報が参照される。	達成状況（継続状況）：計画どおり達成（継続） ＜事業完了時＞ 立法法改正に関しては、本邦研修を通じ、衆議院法制局、内閣法制局、法務省民事局、地方自治体等の日本の実務体制が紹介された。その情報は、法制工作委員会法規備案審査室、北京市人民代表大会法制室、地方人大常務委員会備案審査部門等が参加する中国国内でのセミナーにおいて多くの関係機関と共有され、草案起草の際の中国の体制の検討にあたり参照された。その他の対象法令の法案作成に関しても同様である。 ＜事後評価時＞ 「家庭教育促進法」（2021 年）、「バリアフリー環境整備法」（2023 年）、「行政処罰法」（2021 年改正）、「行政不服審査法」（2023 年改正）等、本事業完了後に行われた法律制定・改正にあたっては、法案の内容のみならず、本事業を通じて得られた日本の執行・運用機関の実務体制に関する情報が参照された。	終了時評価報告書、 法工委弁公室
	指標 4： 対象法令の法案作成に際して国際基準が参照される。	達成状況（継続状況）：計画どおり達成（継続） ＜事業完了時＞ 日本の法令・制度以外に、立法法に関しては欧米の諸制度が、サイバーセキュリティ法に関しては主にアメリカ、EU の関連制度が、民法総則および民法典編纂に関しては主にドイツ民法、フランス民法、児童権利条約など、様々な法令および制度が比較・参照された。 ＜事後評価時＞ 本事業完了後に行われた専利法（特許、実用新案、意匠を含む）改正では、国際基準を参照し、特許のオープンライセンス制度と部分意匠の特許保護が追加された。また、「工業品意匠の国際登録に関するハーグ協定」への加盟に対応するため、意匠権の保護期間が 10 年から 15 年に延長された。	終了時評価報告書、 法工委弁公室
上位目標： 中国の経済体制改革の深化、民生の保障・改善、資源節約・環境保全型社会の構築を支える法制度が構築される。	指標： 新規に制定・改正された法令およびその運用が、中国五カ年計画等、中国の経済体制改革、民生保障、資源節約・環境保全等の政策に合致している。	達成状況：計画どおり達成 ＜事後評価時＞ 「慈善法」（2016 年）による社会構成員による社会発展の成果の共有、「専利法」（2020 年）による科学技術と教育を通じた科学技術強国の建設、「固形廃棄物による環境汚染予防管理法」（2020 年改正）による低炭素社会を目指すためのごみ分類の推進、「家庭教育促進法」（2021 年）による官民による公益性のある家庭教育サービス活動の奨励、「黄河保護法」（2022 年）および「海洋環境保護法」（2023 年改正）による生態環境保護の推進、「バリアフリー環境整備法」（2023 年）による官民によるバリアフリー環境整備の促進など、新規に制定・改正された法令およびその運用は、中国 5 か年計画、第 18 期党中央四中全会決定等に基づく中国の経済体制改革、民生保障、資源節約・環境保全等の政策に合致している。	法工委弁公室

3 効率性

事業金額、事業期間ともに大幅に計画を上回った（計画比：それぞれ175%、225%）。事業金額および事業期間が計画を上回ったのは、民法典編纂が、当初は総則（206カ条）を対象としていたが、事業効果をより高めるために民法典全編（1,260カ条）を対象とすることに変更されたこと、ならびに日中双方にとって重要な立法課題であることから専利法の改正が対象に含められたことによる。また、日中間で法・司法分野の知見共有を継続するための枠組みの形成準備も、当初計画されていたが、事業実施中に追加された。事業期間の超過に関しては、これらアウトプットの増加に加え、新型コロナウイルス感染症の流行による9ヵ月間の活動停止もその一因となった。

アウトプット量に関しては、民法典は条数で見ると約6倍に増加した。また、専利法および証券法でも条数が増加した。対象法令数は当初の4法令（立法法、サイバーセキュリティ法、民法総則、専利法）に証券法が追加され、5法令に増加した。

延長期間中の活動内容に関しては、延長期間中に派遣された調査団および実施された本邦研修・現地セミナーは、すべて追加されたアウトプットに関するものであった。これらのことから、事業金額および事業期間の計画超過はアウトプットの増加に見合った妥当なものであり、延長期間中の活動は追加されたアウトプットに限られたものであったと判断される。なお、この判断は本事業の終了時評価（2020年7月）の判断と整合している。

	事業金額（日本側の支出のみ）	事業期間
計画（事前評価時）	220 百万円	36 ヶ月
実績	386 百万円	81 ヶ月
割合	175%	225%

アウトプットは計画どおり産出された。
以上より、効率性は③と判断される。

4 持続性

【政策面】

中国共産党第20回全国代表大会（2022年）において採択された「社会主義現代化国家建設戦略」は、中国人民のより良い生活への期待に寄り添い、国家行政の法治化を全面的に推進するため、必要な法的需要に着実に対応することを方針として掲げた。また、2024年に策定された「第14期全国人民代表大会常務委員会立法規画」（「中期立法計画 2023年～2027年」）は、立法活動に対する党の全面的指導、人民のための立法、国情と実情に対応した立法の堅持を掲げ、その方針のもと、ボランティア法、社会保険法、医療保障法、刑事訴訟法等の制定・改正、生態環境法典の編纂など、具体的な法令の制定・改正の計画を示している。

【制度・体制面】

本事業完了後、法工委弁公室の組織体制に変化はない。立法件数の増加に対応して職員も増員されており、マンパワー上の問題はない。最高人民法院、最高人民検察院、司法部、国務院などの他機関との連携・協力体制は制度化されていないが、日常的に必要なに応じて連絡を取り合っており、緊密な業務連携が実現している。

【技術面】

本事業が作成した、対象法令に関連する日本法の内容とその運用、立法過程および立法後評価（政策評価）の現状と課題などを取りまとめた報告書は、本事業完了後も継続して活用されており、立法に関する業務手順の改善、法令研究、法律制度設計等に際して参照されている。

【財務面】

法工委弁公室によると、法律の制定・改正にかかる財務状況に問題はない。

【環境・社会面】

環境・社会面の問題は確認されず、対応策を講じる必要はなかった。

【評価判断】

以上より、本事業は、制度・体制面に軽微な問題があるが、本事業によって発現した効果の持続性は③と判断される。

5 総合評価

本事業は、中国において、日本の立法経験を参考にした経済・社会分野の質の高い法律制定・改正作業を促進し、プロジェクト目標を計画どおりに達成した。また、本事業を通じて制定・改正された法令およびその運用は中国の政策に合致しており、上位目標を計画どおりに達成した。

以上より、総合的に判断すると、本事業の評価は非常に高いといえる。

III ノンスコア項目

適応・貢献：

- 専門的知見を有する日本人長期専門家が北京に常駐することにより、中国側実施機関のニーズに合わせて適切な知見を提供することができた。また、短期専門家は中国で実施される現地セミナーの講師として派遣され、実施機関のニーズに合わせたより専門的な知見を提供した。この両者の組み合わせによる人的投入は多彩な専門分野の知見提供を実現し、本事業の目標達成に大きく貢献した。

付加価値・創造価値

- 従来、中国の立法作業に日本の民間企業が関与することはなかったが、本事業において、法工委弁公室と日系企業が直接、意見交換を行う場が設定された。この意見交換をひとつの契機として、中国の外商投資法に日系企業が求めていた外商投資企業の権利救済制度が取り入れられた。

IV 提言・教訓

実施機関への提言：

- 中国の法整備分野においては、日本の他に、ドイツ国際協力公社（GIZ）や国際連合開発計画（UNDP）等の開発パートナーも協力を行っており、それぞれに有益な知見を有している。法工委弁公室には、これら機関との積極的な情報共有を行い、本事業の効果との相乗効果を高めることを提言する。

JICA への教訓：

- 本事業を最後として日本の対中国 ODA が終了したが、事業効果の維持・発展とその確認のために、ODA を活用しない形での交流の必要性を双方で確認した。ODA を活用しない協力関係については、日中双方の本事業関係者にとって初めての経験であったため、実施内容や実施方法の調整等、様々な課題があった。しかし、丁寧に対話を続けたことにより、双方の理解と納得を得られ、事後評価時点においても日中間の交流が継続している。本事例は、ODA 卒業国との ODA 終了後の関係維持に関するひとつの好事例であると思われる。